

第十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和二十八年七月十一日(土曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鎌治 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 井伊 誠一君 理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 押谷 富三君

林 信雄君 星島 二郎君

本多 市郎君 三浦 一雄君

古屋 貞雄君 細迫 兼光君

出席政府委員

法制局第二部長 野木 新一君

法務政務次官 三浦寅之助君

(検事 岡原 昌男君)

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

七月十日

毎年一回住民登録実施に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎榮松(第七四九号))

戦争受刑者の全面的釈放と海外抑留同胞の急速引揚に關する陳情書(広島県庁内広島県町村会長荒川龍雄(第七九七号))

を本委員会に送付された。

本日(の)會議に付した事件

逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出第一〇二号)

○小林委員長

これより會議を開きます

第一類第四号

法務委員会議録第十一号 昭和二十八年七月十一日

す。逃亡犯罪人引渡法案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告があります。これを許します。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 国際社会が交通機関の発達、人文の交流によつてきわめて圧縮された今日、いわゆる国際犯罪あるいは国際犯罪人がきわめてその数を増し、そして、各国間にこれが鎮圧あるいは取締り上国際的な交渉を持つのは今日きわめて多いのであります。この際この法案が政府の手によつて提案されたことは、この国際社会の事情に照らし、まことに時宜を得た立法である、私は当局の短期間におけるこの成案に対して深く敬意を表する次第であります。しかしながら事がきわめて対外的に重大であり、過去の外交史の上においても、逃亡犯罪人の引渡し問題をめぐつて戦争にまで発展したという国際紛争もないのではないのであります。また国内的に見ても、最近犯罪人に対する人権自由の保障、その他いろいろ近代的人権法の整備刷新に対する要望も強いのであります。以上いろいろな点を顧慮いたしまして私はこの法案に対する若干の質疑をいたし、この法の運営の上においても過誤なからしめたいと考える次第であります。

まず第一にお伺いいたしておきたいのは、この逃亡犯罪人引渡法案は、外国からわが国に対して引渡しを要求された場合に對する規定であるようにあります。

ますが、わが国が外国に向つて、外国に逃亡した犯罪人の引渡しを要求する場合、これに伴う国内の取扱ひ規定というものが、この法を完璧ならしめるがためには必要であらうと思ふのであります。政府においてはその点はいかに顧慮されたか、これを伺つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 今回御審議を煩わすことになりましたこの法案は、外国からわが国に引渡しを要求がありました際の手続を中心として規定しております。これは、御指摘の通りでございます。それからばただいまお尋ねの、わが国から外国に對して犯罪人の引渡しを要求した場合にどういふふうなことになるのかと申しますと、まず条約のあります日米関係におきましては、日米犯罪人引渡条約の第五条によつて、外交官を通じて米國に請求する、米國ではその国内手続法が連邦法典の第二百九章にございまして、その辺の資料はお手元にお配りしてございまして、それによつて当該逃亡犯罪人を逮捕してこれを日本國の官憲に引渡すこととなるわけでありまして、この引渡しはこの法案の反対の場合でございまして、米國の領域内で行われるものでございまして、この場合に日本國から逮捕状を持つて犯人の引渡しを受けに参るわけでございます。この逮捕状を持つて行く手続はわが國の刑事訴訟法の逮捕状の手続に完全によるわけでございまして、これによつて逮捕状が執行され、身柄が手に入りますと、その身柄を受

取つて日本に参つて、そこで初めてあとは完全に日本の刑事訴訟法によつて行く、かような建前をとつてゐるわけでございます。従ひましてちようど相互的な関係になりますので、特にその点について特別の規定を置かずとも、わが國の刑事訴訟法が動いて行く、かような関係にならうかと思ひます。なお附則の第五項につきまして、わが國からアメリカに身柄を引渡す要求が参りました際に、あちら側で抑留拘禁された期間を、わが國の刑事補償法の関係でどう扱うという問題が出ようかと考へまして、この点は刑事補償法の一部改正を行ひまして、さような場合にも補償の関係ではアメリカにおける拘留拘禁、これが全部補償を受ける、かような補償と申しますか、人権擁護の建前から補償的な規定をいたした次第でございまして、大体さような考へ方に基いております。

○佐瀬委員 なお本法案全体の構造から見ますと、いわば引渡す締約國との関係を規律する立法というふうに觀察されるのであります。しかしながら私も文明國家が逃亡犯罪人の問題をめぐつて引渡条約を締結することのすみやかに、かつ万国に普遍化されるということ希望するものではありますけれども、なか／＼そこまで到達し得ない、いわば無協約國というものが相当存在するであらうと今日予想するわけでありまして、この引渡条約のない國との間については政府はいかなる態度をもつて引渡し問題に臨むか、これをまずただしておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 犯罪人引渡に關する條約が締結されてない國相互間におきまして、國際協議によりまして逃亡犯罪人の引渡しをなすことは、従来から多數の國の間に行われておるところでございます。古くは一八八〇年のオックスフォードにおける万国國際法學會においても引渡しをなし得るの、單に協約のみでなく、引渡しは何らの協約または條約なき場合においても実行することができるといふうな決議がされておりました。なお學說もこの点は國際協議としてなし得るものであるということを広く認めておるところでございます。たとへばハレツクの國際法、あるいはたゞいま御質疑いただきました佐瀬先生は「司法研究」の中にもその点が触れられておりまして、この原則は國際法上確立されたものと申すことができるのでござい

ます。わが國においても條約國以外の國に對して、逃亡犯罪人の引渡しを要求いたしました、その引渡しを見たこともございまして、あるいはその請求に應じて、禮讓としてこの引渡しをした實例もございまして、右の國際法上の確立された原則は、もちろん憲法上九十八條二項に、確立された國際法規というものであるとございまして、従つてわが國においても、條約のない場合に逃亡犯罪人の引渡しをなすことは當然認められるものである、かように解釈しております。

○岡原政府委員 犯罪人引渡に關する條約が締結されてない國相互間におきまして、國際協議によりまして逃亡犯罪人の引渡しをなすことは、従来から多數の國の間に行われておるところでございます。古くは一八八〇年のオックスフォードにおける万国國際法學會においても引渡しをなし得るの、單に協約のみでなく、引渡しは何らの協約または條約なき場合においても実行することができるといふうな決議がされておりました。なお學說もこの点は國際協議としてなし得るものであるということを広く認めておるところでございます。たとへばハレツクの國際法、あるいはたゞいま御質疑いただきました佐瀬先生は「司法研究」の中にもその点が触れられておりまして、この原則は國際法上確立されたものと申すことができるのでござい

ます。わが國においても條約國以外の國に對して、逃亡犯罪人の引渡しを要求いたしました、その引渡しを見たこともございまして、あるいはその請求に應じて、禮讓としてこの引渡しをした實例もございまして、右の國際法上の確立された原則は、もちろん憲法上九十八條二項に、確立された國際法規というものであるとございまして、従つてわが國においても、條約のない場合に逃亡犯罪人の引渡しをなすことは當然認められるものである、かように解釈しております。

○岡原政府委員 犯罪人引渡に關する條約が締結されてない國相互間におきまして、國際協議によりまして逃亡犯罪人の引渡しをなすことは、従来から多數の國の間に行われておるところでございます。古くは一八八〇年のオックスフォードにおける万国國際法學會においても引渡しをなし得るの、單に協約のみでなく、引渡しは何らの協約または條約なき場合においても実行することができるといふうな決議がされておりました。なお學說もこの点は國際協議としてなし得るものであるということを広く認めておるところでございます。たとへばハレツクの國際法、あるいはたゞいま御質疑いただきました佐瀬先生は「司法研究」の中にもその点が触れられておりまして、この原則は國際法上確立されたものと申すことができるのでござい

第一類第四号

法務委員会議録第十一号 昭和二十八年七月十一日

なおこの機会に、今回の法案全体の立案につきましては、佐瀬先生が今から二十年前に司法研究として研究されました逃亡犯罪人の引渡しに関する研究という著書がたいへん参考になりました。その点この機会に厚く御礼申し上げます。

○**依願委員** その場合引渡しについては、いかなる準拠法に基いて国内的措置をとられる方針であるか、私どもももちろんこの逃亡犯罪人引渡法に準拠するということが当然だろうと思うのでありますが、国際礼让という観念から割り出して行きますと、これはきわめて漠然たらざるを得ないのであります。従つて国際礼让の上に立つて引渡

し要求をする国の方からいうと、いろいろその準拠法についての考え方がまた日本の場合と違つたものもあり得るのであります。これらの点を顧慮して、政府は日本の立場としては、何によつてこれを行われるかということを
お聞きしたいと思ひます。

○岡原政府委員 条約がない場合に先ほどお答えいたしました国際礼让によつて逃亡犯罪人の引渡しをする場合がございますが、その際の国内手続につきましては、この法律ができますと逃亡犯罪人引渡法が類推適用されるといふふうに解しております。すなわちこれはあることに對しまして直接の準拠法規がない場合において、合理的と認められるときは最も類似した事項についての法規を類推適用すべきであるという理論に基いての相當の措置であると考えるのでございます。わが国における先例を見ましても、条約のない国からの要望に基きまして国際礼让として逃亡犯罪人を引渡すこととなつた

場合には、例の逃亡犯罪人引渡条約に準拠して処理しておつたのでございます。それはいわば慣習法として確立されてゐたと申してもよい程度であつたのでございます。新しいこの法律ができた後におきましても、従来その慣習法的なやり方ないしはその類推解釈の態度、これをくつがえす明文もないのでありまして、まづたくその点に触れていないのでございますから、その点に關しては従来と同じ条件あるいは法律關係と申してもよいでしょうが、それにあると申してもよいと思ふのであります。従つてその類推解釈の態度は引き続き採用し得るもの、かように考へております。

な前例もあるわけでございます。

○佐瀬委員　その場合一番多く問題になるのは、いわば引渡し犯罪の範圍であります。引渡条約が締結された場合には、その条約の中に引渡し犯罪が何らかの形式で規定されるわけでありますが、無条約国との間にはその点欠けるものがあるので、常に引渡し犯罪の種類、範圍について給與が起りやすいのであります。これに対する解釈はどうなつておられますようか。

○岡原政府委員　引渡しを求められな

その逃亡犯罪人が犯した犯罪といふものを一體どの範圍において引渡し犯罪と認めるか、つまり条約といふものがありまけんから、何を基準にしてこれを定めるかという点が御指摘のようになつて参るわけでございますが、逃亡犯罪人引渡法を類推適用するについて、この点が問題になつて来るわけでございませう。このような場合には世界の多數の国において逃亡犯罪人が引渡される、その引渡し犯罪とされておる犯罪の範圍が、いわば最大公約数的なものが出て参るわけでございまして、その範圍に限ると解するのが相当であらう、かように存する次第であります。

○佐藤委員　この法案が大体引渡条約を締結した国を対象として立案されておりますために、無締約国との關係その他について疑問の起らないようにな、ただいま一応お伺いしておたのであります。さらに根本に立ち歸りまして、一體この種立法における基本的原理原則がいかに立法上反映されておるかということが、この法の眞価を定める上において、きわめて重要な点であります。しかも事は國際的な性格を帯びた近代的な立法でありますので、それらの点において、十分政府当局も立案にあたつては顧慮されたと思うのであります。以上、の観点から、私はこの点について若干伺つておきたいと思ふのであります。

まず憲法九十八條二項にも関連する問題であります。政府はその解約上、国内法と國際条約ないし國際法との關係、特に効力の優劣について、いかうな判断の上に立つておるかといふことを、これは法制局の政府委員

でもけつこうでありますから、一応の法案を審議する上において、これ明確にしておきたいと思ひます。

○野本政府委員　それでは便宜私かお答え申し上げます。憲法九十八条うたつてありますように、日本国が締結した条約及び確立された国際法は、日本国として誠実にこれを遵守することを必要とするわけであります。従ひまして、確実な国際法規並びに日本国が締結した条約とわが国の国内法とは、相矛盾しないようにこれを履し、または解釈して行く、そういうところが憲法の要請する基本的態度でもうと存する次第であります。

○佐瀬委員　もしこの国内立法であ

逃亡犯罪人引渡法に矛盾したような国際条約、ことに犯罪人引渡条約といふものができた場合を私どもは懸念するわけであります。おそろく日本とある特定国家との間において個別の条約を締結する場合には、ただいま政府委員から説明された通り、本法を基準にして矛盾のないような条約が締結されることをわれ／＼期待するものであります。多教団間における集団的な協定とかあるいは共同宣言というものも、これは引渡しを義務づけることに

この法案と矛盾なきを保しがたいといふ場合があるわけであります。そこで私は今その点に対する政府の心構えを伺つたわけでありますが、でき得る限り矛盾のないようこれからは立法するよう、また条約等の国際協約の締結に当らるるよう、その点は政府において統一ある努力を願いたいと考えます。

は、過去においてすでにアメリカなどの
犯罪人引渡条約もありますが、その他
国際団体的な協約に基いて、あるいは
婦女子売買、阿片の取引あるいは通貨
偽造防止に対するものとか、いろいろ
いわゆる国際犯罪に対する協約、条約
というもので、若干日本の参加したも
のがすでに成立しておるわけでありま
す。それらの条約ないし協約の中にも
し犯罪人引渡しに関する規定があるな
らば、私はこの法案がそれと矛盾しな
いように立案立法されなければなら
ぬ、かように考えるので、その点につ
いて政府当局はこの立案過程において
いかなる顧慮を払われたか、あらかじ
め承つておきたい。

○國府政務委員　ただいま御指摘の日本間の犯罪人引渡条約以外に、國際間のいはば団体加入的な条約、協約というものは、いろいろ拾ひ上げて研究いたして見たわけでございます。その点で相互引渡ししの条項を有し、わが國が現在加盟しておりますのは、婦人及兒童ノ売買禁止ニ関スル國際條約、一九二一年（大正十四年）、これがただ一つでございませう。その第四條に「締約國ハ締約國間ニ犯罪人引渡條約存在セサル場合ニ於テハ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定メタル犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ノ引渡又ハ之カ引渡準備ヲ為其ノ為シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約束」ということがございまして、その「千九百十年五月四日ノ條約」と申しますのは、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約及屢經議定書」というものでございます。その第一條、第二條に人身売買に對する規定がございします。さようなものについ

て國際的に相互にこれに加入した範圍において、特段の個別の引渡條約を要せずして引渡しをする、かようなことになつておるわけであります。この点も十分考慮いたしまして、これとの矛盾なきように本法案を立案した次第であります。

○佐瀬委員 この引渡し問題について、原則的な問題として、常に條約をつくる上において、またこの種の立法の上において顧慮される問題は、いわゆる引渡しに國家相互の主權の對立の關係にありますがゆゑに、相互主義といふものが條約の上にあるいは國內立法の條文の上に常に規定づけられるのであります。ここで特に立案の場合に顧慮された点は、この相互主義についていかように相なつておるか、これも合せて伺つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 その相互主義の考え方は、この法案の第二條に出て参つておるわけでございます。そのこまかい点はなおその條約等において規律される、かようなことにならうかと存するわけであります。

○佐瀬委員 第二條に「引渡條約に別段の定めがあるときは」と規定されておるようでありますが、これがいわゆる相互主義的な取扱ひを考へた規定である、かように承つておいてよろしいでしょうか。

○岡原政府委員 第二條は第一号から第五号までの引渡しにはならないという場合と、それから六号、七号の條約に別段の定めがある場合の二つでございますが、その後段ももちろんさうでございますが、前段につきまして、たとへば政治犯不引渡し、引渡しせざるの原則あるいは相互処罰の場合に限るといつたような、國際法上の原則をこの條文の中に取上げたわけであります。

○佐瀬委員 政治犯不引渡しの原則あるいは相互処罰の原則といつたようなものは、これは一種の國際法上の原則としてすでにこれが確立されたものになつておるのであります。そこで私も相互主義の適用対象は、もつぱら内國人の引渡しを認むべきかどうかといふこと、それからまた國內に保釈しておる犯罪人についてこれを引渡しを認むべきかどうかといふ事情について、もつぱら相互主義が適用されるのであります。でありますから、政府もこの点は御異存ないと思ひますが、これはやがて國際條約を締結する場合に問題になるわけでありまして、この際法務當局にその方針を承ることは、いささか當を得ないかと思ひます。

○岡原政府委員 さきに申し上げましたことと、條約との法律はきつめて緊密な關係があるので、常にその点を統一ある態度をもつて臨んでまいりたいために、この際その点に對する御注意と、同時に心構へをのほどを切にお願いするわけであります。そこで次に私は問題として取上げてみたいのは、引渡しに主權の對立であるといふ姿でこれをながめてみまする場合に、いろいろ他にも問題が起きて参ります。その一つとして特にこの條文に關連ある問題といたしましては、引渡しの場所でありまして、十五條にこれが規定されてありますが、一体これは引渡しは監獄で行うといふことになつておるようでありまして、監獄で引渡された場合、その後は相手國の官憲が日本の國內において監獄から港あるいは

空港まで、この逮捕を継続し拘禁を繼續して連行するといふこと、あるいはその間に逃亡された場合にはさらにそれを追跡逮捕するとか、主權行使の問題が、その間にいろいろ起り得るわけでありまして、これに對してはどういう御解釈をとつておられるか承つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 引渡しの場所をどこにするか、考へ方としてはいろいろあるわけでございますが、現在の國際條約あるいは各國の國內法等とつております態度は、すべて本法案のように行き方でございます。第十五條によりまして規定の監獄が引渡しの場所になるわけでございますが、それから國外に出るまでの間の法律的な根拠と申しますものは、二十一條における護送の權限、さういふふうに移管しておきます。この際、御指摘のようになつたとへば護送の途中において逃げたやうな場合にどうするか、いろいろ問題が出て来るわけでございます。それから先はこの法案には特にうたつてございませぬけれども、事の性質といたしまして逃げた場合は、そこに必要限度において、事實行為として追跡し得るといふやうな態度であるかと考へます。なおこれを奪取した場合はどうなるだらうかといふ問題が出て参るわけでございますが、これは刑法第九十九條の「法令に因り拘禁せられたる者ヲ奪取シタル者」といふ條文に當つて来ると考へるのでございます。それは二十一條の護送といふ文字から出て来る、かように解釈いたしております。

○佐瀬委員 もつぱら原理、原則の上から大きく問題を考へたいと思ひますので、こまかな條文の問題はなおあとに譲りまして、この際引續いて伺つておきたいのは、この制度の本旨は、いわば引渡し制度といふものを過去の多くの國がとつたやうに、單なる行政的処分として理解し、かつ振舞ひに、これを司法化せうといふところに近代的な進歩が見受けられるのであります。しかししよつて来るところの思想は、要するに個人の基本的人權を尊重する近代の立憲政治の考へ方をこの制度の上にも具現しようといふところにそのねらいがあるものであります。従つて犯罪人としてこの法の対象になる者に対する手續等においては、十分その司法化の精神を浸透して、個々の取扱ひ過程においても十分個人の自由、人權の保障をするやうな体制にこれをつくり上げ、かつ運営しなければならぬわけでありまして、そこで問題になるのは、東京高等裁判所で審判を受ける場合に、この被請求人がいわゆる弁護權あるいは異議權と云ふやうなものについてどのような保障がされるのか、この規定の上からだけでは十分その点が明らかになれていないらうかがある、これに對する見解を承つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 たいへんごつともな御質問であります。その点につきましては、ただいま最高裁判所におきましてルールを出すことになつておりますが、そのルールの中に、逃亡犯罪人は弁護士の補佐を受けることができるものとするといふやうな條文が入ることになつております。この種の立法形式は法廷等の秩序維持に關する法律が同じやうに考へております。

たが、異議の申立といふのはあるいはレヴュー、再審とかさういふ点はいかに相なるわけでありませうか。

○岡原政府委員 東京高等裁判所の決定に對しましては、異議の申立てができないといふ見解をとつております。それはその決定の性質上、それがほかの何らの規定もございませぬし、第十條の一号、二号の却下決定、あるいは引渡しできない旨の決定については、これはもちろん異議を申し立てる規定がありません。三号の決定に對しましても、特にこれの異議を申し立てる規定がございませぬので、これはできない。但しその点の裏打ちをいたしまして第十四條の引渡しに關する法務大臣の命令は完全に行政処分でございます。これに對しては行政訴訟と申しますが、訴訟をもつて争へる、かように理解しております。

○佐瀬委員 引渡しを認められる場合については、結局行政訴訟によつて、被引渡人の權利の保全ができるということとは、ただいまの回答でわかりましたが、しからば引渡しは認められないといふことになつた場合は、その決定なり命令を尊重して、いわゆる一事不再理の原則の國際法上の確認——再び三たび他國がどんな引渡し要求をして来てもこれを拒絶するといふのがその者に對する人權保障の上から當然あるべき制度であります。これについてはいかように御理解なさつておりますか。

○岡原政府委員 御指摘の点まことにこつとも点でございます。私どもも、この法案の全体を通じて、さういふ考へ方に立つておるわけでございます。運用上も、もちろんさういふ

たすつもりでございます。

○佐瀬委員 あえて規定を置かぬでも行政措置としてさような方針のもとに臨もうという御決意と承つてよろしゅうございませうか。

○岡原政府委員 さようでございませう。

○佐瀬委員 やや逐条的に承つておきたいのでありますが、第一条の第三項、「その犯罪について締結国の刑事に関する手続が行われた者」云々とありますが、この刑事に関する手続というのはいかなる範圍のものを指されるのか明らかにしておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 大体捜査に着手した、かように考えるわけでございませう。その後の手続は、従つて全部入つておる、かように考えております。

○佐瀬委員 引渡し条約によりましては、この点をやや具体化して起訴あるいは告訴、アキユズされた者というふうに限定されております。この法律の立案の御趣旨から言つて、これは非常によく廣くつておりますが、元來この法律によつてまた引渡し条約の締結によつて、日本は今度は引渡しの義務を負担しなければならぬのでありますが、なるべく義務の範圍は狭くいたして明確にしておくことが必要だと思ひます。その点から見ると、やや広い表現の仕方ではないかと思ひますが、この点に対する立案当局の意見もこの際伺つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 条約の日本文におきましては、御指摘の通りに「有罪ノ宣告若クハ告訴若クハ受ケタル者」云々ということになつておまして、元の

引渡し条約におきましても、その用語例に従つたわけでございませう。ただ英文はその点に關しましては「フー・ビー・イング・アキユズド・オブ・コン・ダクテッド・オブ・ワン・オブ・ザ・クライムス・オブ・オフ・エン・セ・ス・ネームド・ビロー・イン・ア・フー・イクル・ツウ」云々、こうなつておまして、アキユズとか、エンダイクトというような文字を使つてありまして、これをその当時の日本語の翻訳として「有罪ノ宣告若クハ告訴若クハ受ケタル者」云々とおきかへておる感じがございませう。それはいづれにせよ、日本の正文によるといへば、それまででございませうけれども、なおこの点に關する國際間の諸条約を見ましても、さような「刑事に関する手続が行われた者」というふうに理解するのが正しいのではないだらうか。今後いろいろな条約が結ばれる場合は、必ずさういふふうな方向になつて参るのではないかとお考へになります。なおこの引渡し条約は英文が正文になつておりますので、一応英文の方が相当参考になるのではなからうか、かように存する次第でございませう。

○佐瀬委員 第二条の問題であります。大体引渡し犯罪については、これを列挙する主義と、そうでなくして刑罰を一定の基準といたしまして、たとえば何年以上の懲役禁錮にかかわる罪というふうに、抽象的にこれを限定する仕方と、それからさらに引渡し犯罪を条約や立法に規定せず、今度は引渡しのできない犯罪を規定するといふ、大体三つの方式があるわけでありませう。多く引渡し立法において引渡し犯罪をその二つのいづれ

かの形式をもつて明確にすると同時に、引渡しのできない犯罪を國際法規定にまかせず、また念のために規定しておくという、折衷的な方式が最近の立法例には多いようでありませうが、この法案におきましては、引渡しのできない犯罪を第二条において規定するといふ方式をとつておるわけでありませうが、そこで問題になるのは、引渡し犯罪は要するに普通犯罪全般に及ぶといふことを原則とされて、そしてこの第二条に除外されたものだけをそれから除くといふ考へのもとに立案されたのかどうか、その点ひとつ立案の方針について承つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 ただいまの引渡し犯罪の方針といたしましては、引渡し犯罪の種類、その種類をきめるにつきましてもただいま御指摘のように刑期できめる場合、それから個々の犯罪の罪名を考へるような場合でございませうが、それは条約に一応これを譲りまして、ただ実際に引渡しをしていかぬ場合、これは第二条で「場合」として除外した、さような建前をとつておるわけでございます。この点につきましては國際間的にもいろいろ立つて方が違つておるようでありまして、いろいろな条約を検討してみたところ、確かにお話を通り種々雑多の——大体二つか三つの類別になるわけでございますが、非常に多岐にわかれております。この点につきまして、一九三五年にハーグブロード大学で國際法研究会の起草にかゝる犯罪の引渡し条約案なるものがございませう。これはその当時の國際法學者が衆知を集めて結論づけたもので、いわば萬國的基本条約ができる際の

骨組みといつてもいいものだらうと思ひますのでありますが、その第二条におきましては、請求国及び被請求国の双方において法定刑二年以上の懲役、または禁錮に當る罪について引渡しを行うべき旨を規定いたしております。さうな考へ方、つまり刑期で行くといふ考へ方が比較的新しい行き方と、さうに申してもいいのではないかと、かように存する次第であります。

○佐瀬委員 引渡し条約においてはなるべくさうな方式を私は選んでほしいと考へております。

次にこの二条の第一号の、いわゆる引渡しすべき犯罪としての政治犯罪の問題であります。これがしばしば國際紛議の對象になるのであります。が、たとへば現在問題になつておるロシヤのベリヤ氏か日本に逃亡して來た、ロシヤからこれに對して引渡しを要求があつたといふような場合には、だにこれが問題になるわけでありませう。要するに政治犯罪という觀念がきわめて不明確である。しかも普通犯罪と政治犯罪が併合する、あるいは牽連犯の關係に立つとか、いろいろ複合的な形式をとる場合もある、中には政治犯罪を罰する意圖のもとに、表面は普通犯罪を理由に引渡しの請求をする、いわゆる擬裝的政治犯罪の場合もあるといふふうに、きわめてこれが理論と實際の上において混迷を來す種になるわけでありませう。そこでよほどこの運用においてはその点に過誤のないようにならぬ点であります。私はこの第一号において、少くとも政治犯罪として立案された政府当局が考へられておる範圍、範圍はどのようなものである

か、立法解釈としてこの機会に明らかにしておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 政治犯と一口に申します概念が非常にいろいろな角から争われておるといふことは、ただいま御指摘の通りでございます。大体三つの説がございまして、その一つは、目的をもつてこれをきめるといふ説、あるいは動機のみでいいといふふうな説、あるいは両者を必要とするといふふうな説、あるいは客觀的に政治犯といふものを罪名的に確定できるといふふうな説、種々ございませう。ただいま御指摘のようなロシヤのベリヤ氏の問題もあるわけでございませうが、一般的に國際法上はそれらの政治犯の扱いと申しますか、どこまでを政治犯と認めるかといふ問題は、被請求国、つまり引渡しを請求を受けた方の国においてきめるのはおかしいといふふうなことになるわけでございます。わが國の法律でこれを見ますと、大体内乱罪とか外患罪とかいふふうなものは、これは政治犯であることに疑ひはございませう。あるいは破壊活動防止法の三十八条ないし四十条、これに該当する罪のような政治目的を構成要件としておるといふようなものも當然政治犯罪になるわけでございます。ところで政治上の目的を構成要件としないのであるけれども、動機的には政治の反對の立場にある者を暗殺したといつたやうなもの、これに入るかどうか、あるいは放火したといふやうな普通犯罪が入るかどうか、この点はきわめて問題がございまして、個々の事業についてそれがどの程度まで政治的な要素が含まれておるかといふところに重点を置いて判断するはかないのではないだらう

うかというふうな考えで、ただいまお
るわけでございます。ただこの点につ
いて参考になりますのは、一八九二年
にスイスの国内法が出ておりますが、
それには政治犯不引渡しの原則を認め
ると同時に、犯罪の主たる特徴が政治
犯よりも普通犯の様相をより多く帯び
る場合には、これは引渡すものと定め
ております。これは一つの行き方であ
りまして、大体そのような気持で判断
できるのではないだろうか、かように
存する次第であります。

○佐瀬委員 ただいま指摘されたスイ
スの引渡法のいわば母法はベルギー定
款あるいは加害定款といわれるもので
あります。ナポレオン三世に対する殺
人未遂事件がベルギーにおいて起きた
ときに、フランスとベルギーの間にそ
の犯人の引渡し問題をめぐって非常に
外交折衝が行われた際に、ベルギー定
款として、これが規定された主義
でありまして、要するに他国の元首に
対する加害行為はそれが政治的目的あ
るいは政治的動機に基いても引渡し犯
罪から除く、政治犯罪とはしない、言
いかえるならば引渡しの対象にすると
いうことのために、それが確立され
て、さらにこれがジュネーブ主義――
万国国際法学会のジュネーブ会議で採
用され、やがてスイスの立法になつた
わけでありまして、これがほとんど現
在においては国際法として確立された
ものといつてもよいと思ひます。要す
るに政治犯罪に対する制約はさうに
して、そして引渡し犯罪の範囲を広げ
て行く、そして国際的に犯罪の鎮圧に
協力するという司法における国際連帯
主義というのが確立されつつある今
日でありますから、政府においてもさ

ような解釈のもとに進みになるとい
うことはたいへんけつこうだと思ひま
す。ただとかく政治犯罪について引渡
しの問題をめぐって国際紛議を起す事
例にかながみて、これをなるべく少く
するに法的にどういう措置をしたら
いいかということでは個人が常に考え
るのは、幸いこの第二条第三号でも
規定してありますこととくに、いわゆ
る双方科罰の原則を嚴重に適用する
ということでありまして、それは少くとも
政治の基本組織が違つておる国の間に
おいては、政治犯罪の観念が違つた
わけでありまして、先ほど例に引いたソ連の
ペリヤについて言うならば、かの国に
おいては共産主義的な政治組織、政治
秩序、これを破壊するいわゆる反革命
犯罪がペリヤの問題とされた罪名のよ
うであります。しかし共産主義制度を
とらない民主主義、自由主義的な政治
上の基本組織と秩序を持つ国々におい
ては、それは何ら犯罪ではないのでご
ざいます。かの国において犯罪であつ
ても自国においては犯罪ではない、そ
ういふものは第二条、第三号に規定し
ておる双方科罰の原則から見ても引渡
しはできないのだということから、こ
の面からあえて国際紛議を起さずに解
決される問題が非常に多いであらう。

私は運用の上においてもこの点を十分
考慮されるべきであらうと考へます
がゆゑに、あえてこの点を指摘して、
なおこれに対する法務当局のお考えを
もひとつ将来のためにここで承つてお
きたい、こう考へる次第であります。
○閣原政府委員 ただいまいろいろと
お教えいただきましたが、私も従来考
えておりました考え方がたいへん固ま
つて参つたやうに感ずる次第でござい

ます。先ほど申しましたスイスの国内
法の考え方は古いものがあるというこ
とと、それが現在各国に共通するもの
であるという点を拝承いたしましたし
て、さういふ考え方のもとに国際犯罪、
国際的にまたがるさういふような犯
罪、これは全部の世界が協力して鎮圧
しなければならぬ、さういふ大原則
のもとにこの法律を運用して行かなけ
ればならないということについて実
思ひを新たにしたことでありまして、御
趣旨に沿つて私も運用して参るつ
もりであります。

○佐瀬委員 いわゆる国際法の祖父で
あるグロチウスはその点をきわめて明
確に自説として主張され、いわゆる
「引渡しは処罰か」という簡明な言葉
をもつて表現されております。要する
に国際司法、社会は人類のために、平
和のために、秩序のために相互に協
力して犯罪人を鎮圧する、そのために
は自分の国で罰した方がよければ罰す
る、他国に罰せしめた方がよいという
場合には引渡しをするという国際連帯
の思想をその点で大いに強調されてお
る。この種の犯罪人引渡条約とか引渡
法の根本思想が、このグロチウスによ
つて植へつけられておるといつても過
言ではなからう。どうかさういふ意味
において大いに今後政府、またこの裁
判所におつてもこの法を活用される
ということを期待しております。

すことができる場合に該当するとき
は、その旨を決定する、こうされてお
ります。この決定裁判の性格でありま
すが、これは訴訟法学的に言つてどう
いう種類の裁判というふうにお考えで
あらうか、まずこの点についての御意
見を承つておきます。
○閣原政府委員 一種の行政事件に対
する裁判である、かように考へており
ます。

○佐瀬委員 その説明も一応うなずか
れるのでありますが、要するに給付訴
訟にあらずして、確認裁判であるとい
う訴訟法学的な性格は私もさういふ
考へておるのであります。さう承つて
よろしいのでありますか。
○閣原政府委員 その通りでございます。

と認めあるいは認めないということ
によつて、裁判に対して行政的な裁量
が加わるということになると、せつか
くの司法化というものが何かこの意味
を失うというふうにお考えられるので
ありますが、この点はどういう考へ
のもとにかような立法の措置に出られ
たか、これに対する御見解を承りた
い。
○閣原政府委員 ごもつとも御質問
でございまして、この点は十分私ども
の方も事前に研究いたしましたして、第
十條の第一項第三号の決定があらまし
た場合に、これをどういふふうに行政機
関が取上げて行くかという問題につ
いては、考へようとしては二つあると思
ひます。一つはそのままのみにして
行くこと、一つはそれに対してもう一
度何か別段の考へを払ふ。この国際法
の全体を通じていろいろ研究いた
しましたところ、一八八〇年の国際法
学会のオックスフォード決議の二十
条におきまして、被請求国は裁判所が
その引渡しの要求が受理すべきでない
と判定したときは、引渡しをすべきで
ないといふふうにしてありますが、こ
の点に關するフランス及びドイツの引
渡法におきましては、政府に対する諮問
機関的な効果を与えるといふことをは
つきりさせているやうでございます。
ベルギーの考へ方もさうございま
す。なお先ほど引用いたしました一
九三五年のハーヴァード大学の条約案
の第十八条におきまして、司法の決
定の効果という点で、さういふ今回の
私どもが立案したと同じやうな考へ方
を採用いたしております。おそろしく
の考へ方といつたしましては、かような
対外的に非常に大きな効果を持つその

決定を、裁判所の全責任に負わせるといふのも、司法機関のあり方からいふかであらうかといふふうなこともございまいし、また決定の後に、いろいろの社会情勢、国際情勢の変遷等によりましてかわつたことが出ないとも限らないのでございまして、さうな点について、一応留保的な、行政機関によるレビューと申しますか、ただいま御指摘のような考え方が出て参るわけでありまして、この点についてもう一つ問題になりますのは、先ほど申しました決定に対する異議の申立てが許されるどうかという問題に関連して参るわけでございます。この点について、異議の申立てができるということになりますと、これはどこまでも司法機関の裁定がその最高裁判所まで参つてこれが対外的にきつぱりそのまゝ出てしまふということにならざるを得ないのでございまして、さうなことも、国際的なさうな性質の重大な効果の伴うものにつきましては、いかなものであらうかといふので、諸外国におきまして、いずれも司法機関による決定を諮問的なものとしておるのではないかと私も考えた次第でございます。そこでその裏打ちとしまして、先ほど申しました行政機関に対する行政訴訟といふものを、ここに設けて、十四条による引渡しの法務大臣の命令のありました際に、これに対して行政的なものとして争ひ得る、さうな疑問をとつたわけでございます。この点は、理論的にはさうでございますが、運用の面におきましては、もちろん十分さうな点について、ちぐはぐがないようにはなろうかと存するわけでありまして。

○佐瀬委員 その裁判は、要するに拘束力がないということに帰着するようにも思ふのでありますが、私どもが引渡し問題で、国際紛議を予防するたに手段を司法化して行くことが、一つは大きな効果をたらすんじやないか。かつてロシヤ皇太子に対する兇暴罪嫌先生の不敬罪に対する裁判のごとき、事司法機関が判断したということによつて、政治的な国際間の摩擦を相当緩和できるのじやないか。従つてもしそういう願望から、なおまた先ほど申しました人権擁護、人権保障の思想から、さらにさうでありまして、さういふ点から願望して、この十条の規定にいう引渡すことができる場合に該当するときは、これは引渡すことが法令上、条約上、あるいはその他の諸般の事情から適法であり、かつ妥当であるという場合に、その旨の決定をする。さうしてあとは、法務大臣がそれに対しては何らさういふ適否、当否に對する判断は加えずに、ただその後の執行段階において、法務大臣が関与する。それから後を引取るといふことにして行つた方が、以上申し上げましたような国際紛議の予防と人権尊重の精神を浸透するとかいう上から見ても、何かその方が、非常に合理的のようによ考えられるのでありますが、その点についてはどういふふうな立案當時願望されておつたか、この点もちよつと承つておきたいと思ひます。

○岡原政府委員 高等裁判所におきましてこの判断の範囲は、ただいま御指摘のような条約上あるいは法令上、適法であるかどうかという点を中心にして考えることにならうかと思ひます。つまり法令上、条約上、引渡し得る場合に該当するやいなや。その先の妥否でありやいなやということにつきましては、もつぱら行政当局の判断を受けさせるというふうな方がよからうではないか、裁判所に、その妥否なりやいなやという判断まではつと酷ではなからうか、いわば国際的な非常な微妙な関係もございまいし、条約法令の専門家である裁判所には、その適法なりやいなやという点に重点を置いて調べをしていただく、その上で行政機関において妥否なりやいなやをさらに見る。さういふ考え方がいいのであらうというふうな考え方を基本にいたしまして、かような立案にいたした次第でございます。

拘束力の問題は、先ほど申し上げました通り、一号、二号の却下の決定、あるいは棄却の決定、これはもちろんただちに拘束力を持つて参るわけでございます。それから三号の点につきましては、先ほど言つた通りに、いわゆるレビューするやうな形になるのでございまして、これもある意味において人権保障を全うするといふたゞいのお言葉の面に願望してあるわけでございます。

○佐瀬委員 ただいまの御意見から第十四条を振り返つてみますと、法務大臣は当否の判断、裁判所は適否の判断といふことに分析されるわけでありまして、従つて十四条において法務大臣が引渡しを命ずる場合において、その前提として「逃亡犯罪人を引き渡すことができ、且つ、引き渡すことが相当であると認めるときは」といふふうに規定されておる。この前半は無用な規定である。しかも無用ばかりでなくして、もしも法務大臣が再び逃亡犯罪人を引渡すことができるかどうか、「できると認めるときは」といふふうな道否についても判断を加えるということになると、裁判所の判断に対して法務大臣が再び判断する。極端な言葉をもつてすれば、行政府が裁判に干渉するといふやうな何か非常に誤解を受けやすい用語であります。ただいまの政府委員の御説明の趣旨から、この法案を見るならば、よろしくこの点は削除された方が、私には妥協であると考えますが、この点について、御意見を伺いた

○岡原政府委員 この十四条にさうな用語を用ひました趣旨は、法務大臣の引渡しに関する命令が出た際にこれに対して、行政訴訟をもつて争ひ得るかどうかという点に関連を持つて来るわけでございます。つまり行政機関がその裁量によつてなした処分について、行政訴訟は提起されないのであるが、通過でございまして、従来の取扱ひも単なる裁量の妥否、不当だけを問題にした場合には訴訟として取上げない。かようなことになつておるのでございまして、それが適法、不適法という場合に、行政訴訟の対象になり得るのでございまして、従つて適、不適といふやうな要件を並べることによりまして、行政訴訟の対象になり得る、かような氣持をここに現わしたわけでございます。

○佐瀬委員 行政訴訟にこれを移行させる橋渡しとして、かような用語を用ひられたという御苦心のほどはよくわかりますが、しかし先ほど私が申し上げましたやうな理論の上に立つて考えれば、これはきわめて妥協性を欠いておる、こう考えるのであります。しかもわれわれの解釈から申し上げますならば、やはりこの裁量も違法な裁量であるといふことに持つて行くべきであり、またさうなれば、当然行政訴訟を提起する理由として認められるものである。さういふふうな解釈をいたしております。従つてその点は私は政府委員の御説明のごとき考える必要はないのではないかと、かように考えております。しかし、これは意見の相違でありまして、一応私の意見として申し上げておく程度にとどめておきます。

次に先ほどちよつとお伺ひした点ですが、監獄で引渡しした後、それが逃亡したという場合に、それに対する捜査、逮捕といふものは、引受けに来た外国官憲がこれに當るのか、あるいは日本としては、引渡しした以上は引渡し義務が監獄の門前で完了したのである、その後は何ら、それに対しては協力もしないし、ただ外国の官憲の活動にまかせておくといふのか、これは主権の問題として相当重要性がありまして、この点についてもう一度明快な御答弁を願ひたい。

○岡原政府委員 監獄の門前から引渡しを受けて護送の途中に逃げた場合にどうするかという問題でございますが、さうな場合におきましては、すでにこちらから引渡しを了しまして、こちらの義務はいわば終つておるわけでございます。従つて真正面からの法律の理論としては一応そのまゝと知らぬといふことにならうかと存じます。たださうな犯罪人でございまして、日本の国内では警備上また別個の観点からやるといふふうなことはあり得るだらうと思ひるのでございまして。

また事実上官憲がちよつと手を離して、それを振り切つて逃げて行つた場合に、それをあと追つかけてられないというのどうかと思ひますので、その辺は常識的に追跡が続く間くらいのところはかけまわつてもよろしい、かようなことに常識上はなるのではないだろうかというふうなことでござい

ます。
○佐瀬委員 どうも私どもの常識から言つて、やはりそれは国境で引渡しをするというのが、国際慣行になつておるようによろしく。これはかつて三・一五事件でしたか、佐野学君が上海のフランス租界に逃げ込んだ、日本はその引渡し請求に行つた、もちろん當時はフランスと日本の間には犯罪人引渡し条約がない。いわゆる無條約国間の引渡し問題であつたのですが、そのときフランスの官憲は租界外にこれを拉致する、追放するから、あとは日本官憲の自由な受取り行為にしたからよろうということ、引渡しの目的を達したという近い例もあるわけであり

ます。要するにその国の主権を尊重するという建前を堅持する場合において、やはり国境線においてそれを引渡しをするということが非常に合法的ではないか、相互の主権の体面を維持しながら目的を達するというので、どうも国内のまん中の監獄で引渡しをして、あとは外国の官憲がそれを主権を行使して進行するのだということは、やや不穏当な感が抱かれますので、た

だ日本のように四面海をめぐらしてありますような場合には、領海の境のところでも両方の船から橋渡しというの

事案上不可能であるというふうなことから、従来は開港都市、つまり横浜とか神戸とか、そういうような開港都市の警察署において引渡しという先例がずつと行われておつたようでございます。その戒護の施設が万全でない、あるいは処遇の面から妥当ではないというふうな点から、今回は拘留所というふうな建前をとつたわけでございます。理想といたしましてはおつしやる

通りのことであらうかと存じます。
○佐瀬委員 この点は相当顧慮すべき問題であらうと思ひます。
次に今ちよつと言葉が出たついでに、お伺いしておきたいのでありますが、引渡しと追放という問題は国際刑法の上においてよく相対する問題として扱われるのであります。いやくも犯罪人である以上は、引渡しという合法的な手続の上に立つて取扱う、従つてこのものを追放という行政処置によつて処理はしないというのが一つの人權尊重の鉄則になつております。しかし実際の国際社会の模様を見ますと、必ずしもそれが貫徹されてい

たではないか、日本はこの引渡法でできた後は、そういう点についてはどういう実際の処分をされて行くか、政府の方針がありましたらならばこの際承つておきたいと思ひます。
○岡原政府委員 たいへん實際的な御質問でございます。従来とも外国人がこちらに逃げて参りまして、さような場合におきまして、こちらで在留資格を失つた場合、たとえば旅券の取りかえがあつたような場合、これは

在留資格を当然失つて来たのでござい

ますから、出入国管理会によつてあら側

に追放することに相なるわけでございます。そういうような場合には、先ほどお話の通りの国際原則として、

は、国境まで持つて行つて追い払う、それから日本ではさうも行きませんから、船に乗せて指定の場所まで連れて行く、あるいは引取つてもらう、かような手続になるわけでございます。

これとたまたま問題になつております引渡し条約との関係は、大体お互いにうらはらに助け合ふというふうな関係でございます。どちらかの手続で本人を向うに渡す、かようなことになるのが一般の例であるようでございます。

○佐瀬委員 時間の関係もありますから、一応私の質疑はこれで打切つておきまして、後にまだ問題がありましたらお伺いいたします。
○鍛冶委員 関連して。今の逃亡したときの問題は、アメリカのを見ますと三千八百八十六条に「逃亡犯罪人が逃走したときは、一般囚人と同様方法による逮捕が認められる。」と書いてあります。そこで先ほど言われたように引渡す。そうするとアメリカの官憲が逮捕することができるように見える。そのうなると日本の主権に影響するのではないか、こ

ういう問題であります。そのうなるとあなともさつき言われるようにこれはどういう規定なのか、これを明確にしてもらいたい。
○岡原政府委員 鍛冶委員から御質問の点は、アメリカの国内において引渡しを了しました逃亡犯罪人が逃走した場合、引渡しを受ける前後を問わず逃げた場合にはつかまえるという規定で

ござい

ます。で、ただいま佐瀬委員から御質問の引渡しを了した後も当然入るだらうと思ひます。わが国においてはさような規定を置きませんので、わが

国の主権が害せられるというふうなことはないわけでございます。なおアメリカ連邦のこの規定は各ステート間のものについても同様適用されるので、若干事情が違つてござい

ます。
○鍛冶委員 さつき、裁判所のことを聞いておつてどうもふに落ちないが、これは事前に裁判所に連絡がありますか。裁判所はそういうことはよろしいと言つておられますか。いかにも権威のない、裁判所のように思ひますが、

○岡原政府委員 ただいま御質問の点は、この法案を練ります際に、裁判所からも二名ないし三名の係官が法制局と一緒に出ておられまして、研究の末できたものであります。ただ裁判所内に一部異論がありますことは承知いたしておりますが、大体はかようなこと

でやむを得ないというのではないだらうか、というように、われ／＼は考えておるのであります。御了承を願ひます。
○小林委員長 細追兼光君。
○細追委員 政治犯の問題でござい

ますが、いづれこれの具体化は引渡し条約においてなされることと思ひるのであります。引渡し条約における御方針、態度を、ちよつと先ほどはつきりとは聞き漏らしたのでありますが、列挙主義はとらないとおつしやつたやうに聞いておりますが、さようござい

ましようか。
○岡原政府委員 これは具体的に条約の問題が出て参ります際に、相互のい

ろ／＼な国際関係あるいはどうい

うな犯罪を犯して逃げる可能性が多いかというふうなことが中心になつて、条約が考えられて来るものではないかと存ずるのでござい

ます。が、ただ国際的に共通したと申しますか、割合にみんなが最近さういふふうな考え方がよからうというの、先ほど申した通り、たと

えば二年以上の刑に処せられるような場合といつたような包括的な書き方がい

わばブリヂェールしているというふうなかつこうでござい

ます。いづれ条約を結びますような場合でも、同列に列挙するというのは煩わしい場合もあり

ますし、それで落してもまた困つた問題が後日残りますので、さういふうに刑期その他で簡単に線を引くというふうなことが、やはり国際的な考え方としていいのはなからうか、か

ようなことを申し上げたわけでございます。
○細追委員 条約においてはもちろん相互平等でありましようし、また相互に照應するものになると思ひのであります。それを

つづつ込んで申し上げるれば、たとえ、こちらから引渡しを要求する犯罪を列挙しますれば、あ

ちらからそれ

に照應したものを列挙して要求するといふようなことになると思ひのであります。ここに具体的にあげますれば、たとえば破防法の犯罪のことだとか、あるいは団体等規正令

なんかの残つたのがありますが、ああいうふうな残つたのは、引渡しを請求する態度をとられるか、いなか、まだ決定してないのか、いなか、いなか、

○岡原政府委員 それは先ほど御説明申し上げました通り、当然政治犯罪と

私ども考えておりますので、さようなものについては引渡しを請求するというものはないかと考えております。

○細迫委員 政治犯罪と考へておられないということになりますと、これは国内法におきましては政治色が濃い犯罪であるという事は、おそらくは御承認だろふと思ひますが、たとへば内乱外患、これに關する犯罪だけと限定して考へておられるのでございませうか。

○岡原政府委員 先ほど政治犯であるとお答へしたのでございまして、政治犯であるから従つて引渡しはない、かようなことであります。

○細迫委員 別の問題でありますが關連いたしますから……。朝鮮人の強制送還の問題であります、これは一体どういふ法的根拠、觀念に基いてなされたつあるか、御説明願ひたいと思ひます。

○岡原政府委員 出入国管理令に國外退去の場合が幾つか規定してございまして、それに該当するものうち、順次手續のできたものから歸す、かような方針のうちに聞いております。

○細迫委員 では、出入国管理令に觸れない分子、日本国内法によつて処罰せられる性質の純然たる窃盜、その他強盜といふような種類の犯罪者、犯罪者については、送還といふようなことは、強制的にはなさない御方針であると承つてよろしくございませうか。

○岡原政府委員 出入国管理令の第二十四条の中に、懲役一年以上の言い渡しを受けた者といふ条文がございまして、さような程度以上の重い者については、国外退去を要求するといふこと

になつております。

○細迫委員 これは國際法上の觀念から原則に反することではないかと私は考へておるのでありますが、外國においての逃亡犯人ではないと私は思ひます。現在さうなつておることはやむを得ないとして、これは國際法上の原則に反するものだとは考へえにならないでしうか。

○岡原政府委員 ただいま問題になつております逃亡犯罪人云々の問題は、外國において罪を犯して日本にやつて来た場合でございまして、出入国管理令の關係は、わが國において罪を犯した者を、わが國の立場でこれを國外に退去を要求する、かようなことでございまして、この國內においていふ／＼な犯罪を犯したり、その他特殊の事情のある、その國におつてもらつて困るやうな者につきましては、各國ともやはり同様の國內立法をいたしておるのでございします。

○細迫委員 これで終ります。

○小林委員 過去において明治時代に、アメリカから日本人四人の引渡しを要求があつて、そのうち一人の引渡しが行われておるやうに資料には出ておるのでありますが、その具體的事実はどういふ條件によつてなされておりましたか。

○岡原政府委員 たいへん古いことで、私どもの資料では罪名は殺人となつておりますが、そのときは明治二十年以前の古いことで、こまかい内容は実はわかりかねるのであります。

○伊井委員 今度この法案によつて日本人の引渡しを認める場合、至当と認めて引渡しをする場合といふのは、

どういふ場合でありますか。

○岡原政府委員 これは實際問題としては、ほとんどあり得ないのではないだらうか、明治二十年以前にやつた殺人といふものも、どういふ凶悪な犯人であつたか、私記録上存じません。がよほどのことではなかつたかと想像するわけでありまして、その他の事案については全部断つておるやうな始末でございまして、おそらく今後ともさういふやうな方針で事を処理して行く、かようなことにならうかと思ひます。

○小林委員 佐瀬昌三君の質疑のときにあつたやうですが、東京高等裁判所の審査において、弁護士を付することができるようにするといふことですか。

○岡原政府委員 その通りであります。

○小林委員 そうですとそれは最高裁判所のルールでできる。どうも最高裁判所のこれまでの規則といふものは、ややもすると立法事項を侵害するやうな、われ／＼から見るとずいぶんかつてだと思ふやうな行き過ぎた面があるやうですが、弁護士を付するといふことになると、むしろこの法律の中にきめた方がいいのではないですか。

○岡原政府委員 考へ方といたしましては、例の憲法第七十七条のルールの制定権の範圍いかんの問題がいろいろございしますが、一応前例といたしましては、法廷等秩序維持法の審判の点について、やはり弁護士を付けるといふことがルールで規定されております。それから今回の条文の三十一條に「この法律に定めるものの外、東京高等裁

判所の審査に關する手續」云々について必要な事項は最高裁判所が定めるといふ根拠規定を置きまして、これとつながらりにおいてルールを出す、かやうに考へておるわけでありまして。

○小林委員 ほかには御質疑はありませんか。一はかに御質疑がなければ本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめておきます。次会は来る十三日、月曜日午後一時より開會し、刑法等の一部を改正する法律案並びに刑事訴訟法の一部を改正する法律案の審議に入ることといたしたいと思ひますから、さう御了承願ひます。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十七分散會